

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 1 月 1 7 日付け、〇〇局建第 8 8 7 号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和 4 年 1 1 月 1 7 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、県道〇〇〇〇線の交通量について、次の（1）及び（2）の公文書の開示請求を行った。

（1）昭和の終から平成の初めのころ当初に作成された交通量について（当初計画交通量）

- ア 交通量を予測したコンサルタント名
- イ 事業年度
- ウ 交通量
- エ コンサル成果品及び関連資料
- オ 事業費

（2）その後 1, 7 0 0 台と見込んだ交通量について

- ア 交通量を予測したコンサルタント名
- イ 事業年度
- ウ コンサル成果品及び関連資料
- エ 事業費

※廃棄の場合は、いかなる保存年限でいつ廃棄したかわかる方法で開示願います。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、県道〇〇〇〇線の交通量に関する次の（1）及び（2）の公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和 5 年 1 月 1 7 日付けで審査請求人に通知した。

（1）昭和の終（わり）から平成の初めのころ当初に作成された交通量について（当初計画交通量）

- ア 交通量を予測したコンサルタント品
- イ 事業年度
- ウ 交通量
- エ コンサル成果品及び関連資料
- オ 事業費（委託費）

（2）その後 1, 7 0 0 台と見込んだ交通量について

- ア 交通量を予測したコンサルタント品

- イ 事業年度
- ウ コンサル成果品及び関連資料
- エ 事業費（委託費）

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次のようなものであった。

(1) 第2の2(1)の文書

請求のあった公文書は存在しない。（過去に文書が作成されていたか不明）

(2) 第2の2(2)の文書

次表に掲げるとおり。

文書	非開示部分	非開示理由
ア	特定した公文書の担当者名、資格、所属、Eメールアドレス	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。 条例第7条第2号該当
イ	特定した公文書の担当者名、資格、所属、Eメールアドレス	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。 条例第7条第2号該当
ウ	全部	請求のあった公文書は平成○年度に作成したものであるが、平成○年度の詳細設計完了後には、事業上不要となった文書であり。保存年限5年の経過により廃棄処分を行ったため保存していない。
エ	全部	上記公文書の作成に係る契約書等も保存年限5年の経過により廃棄処分を行ったため保有していない。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和5年4月17日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和5年7月6日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

全文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

文書開示を求めている一般県道〇〇〇〇線は昭和の終わり頃から平成の初めまでに計画されたバイパス事業であり現在1／3供用開始（A）、1／3が用地買収完了（B）、残り1／3（C）がこれから用地買収の計画となっており、残事業は10億円以上となっている。

事業計画時、AとCは自転通行も不可能な事業地であった。里道が大部分である。

この事業はう回のためのバイパス事業ではなく、本当に新しい道をつくる事業である。

（1）当初計画の交通量について

バイパス事業を進める上で交通量を推計しないことはあり得ない。何台の車の通過計画がない「過去に文書が作成されていたかは不明」はあり得ない。

平成〇年〇月〇日の協議報告書Q1A1において、「人口減少や交通量の減少等の背景があり、改めて全線供用したときの将来交通量を推定した結果、概ね1日あたり1,700台と見込んだ」とあり、当然、当初計画の交通予測はあったものであって、開示決定通知書の「過去に文書が作成されていたかは不明」は、公務員が行う行政行為としてはあり得ない回答である。

また、この事業は、平成初めから令和の現在まで進行中の事業である。

審査請求人には、当然開示されるべき行政情報である。

継続事業であることから、「廃棄」及び「公文書は存在しない」は許されないことである。

（2）1,700台と見込んだ交通量について

県道〇〇〇〇線のバイパス事業を行う根本に交通量があると思う。交通量は、事業の根拠ともなるべきものである。

保存文書5年で廃棄したとなっているが、局の文書の管理規定の何条に基づき、どの経過年数で、いつ廃棄したか廃棄文書一覧表等でもって開示されたい。

開示文書によれば平成〇年〇月〇〇〇〇が成果品として納品されている。成果品として紙ベースの成果品に合わせて電子媒体での納品があるはずである。

このバイパス事業が本当に必要な事業であるとの確信が地元住民としては確かめたい。

コンサル成果品については、電子で納品されている。電子媒体での納品があれば委託事業者には控えは必ずある。よく確認のうえ開示願いたい。

継続事業（用地買収も終わっていない）の行政文書は廃棄できないのではないか。事業の完了（一部供用された場合は供用の年度）年度から廃棄年度が始まるものと思われる。

現在進行中のバイパス事業の交通量の根拠が「廃棄処分により保有していない」では、公共事業に対する信頼性、継続性が否定され、5年を超える事業について、住民として、県民として、何も信じられなくなる。

審査会委員各位には、継続事業において県は文書作成から5年経過で廃棄したという主張について認められるならその根拠について明示願う。

このバイパスは現在、通過交通は0である。

このバイパスは〇〇で県道〇〇〇〇線に突き当たる。

主にこのバイパスの利用者は「〇〇・〇〇」の集落の人か、集落に用事のある人である。

〇〇の東側の〇〇集落、〇〇の西側の〇〇集落には、このバイパスを利用する必要が、既存道路が現在することによりない。

〇〇・〇〇集落で400戸程度だと思われる。

交通量1700台は過大も過大な交通量である。

このバイパス事業が、虚偽の交通量を根拠に事業が行われている可能性がある。

開示を願っているのは事業根拠となるべきものである。

このバイパス事業は30年以上続いている。それなのに県が文書（事業）が完了（年度末を過ぎると）したとして「用地話、設計の話」等全ての話が廃棄されてしまう。この事業のための計画交通量までが破棄されてしまう。

こんな不誠実な行政はないと思う。これがまかり通るなら（事業開始）（話しから）5年以内に完成しない事業には協力出来ないこととなる。

岡山県においては、以上のことに配慮のうえ、よろしく開示願う。

できるなら、〇〇局の文書規定において継続事業文書が廃棄できる規定があれば文書開示願いたい。

事業評価や再評価については、平成〇年か平成〇年頃より前に始まった一連の事業だから、どんなことがあってもしなくていいというイメージだったと思うが、一方で、交通量については、事業が完了したので捨てていいと言われ、これは、一連の事業なのかよくわからない。残事業が10億円も超えているから事業評価をするというならよくわかる。事業を再度評価し直して、それでも、やはり必要な事業であるというのなら、それは地元も納得できる。けれども、ある時には廃棄できるが、事業評価については、平成〇年か平成〇年より前に始まった一連の事業だから不要だというのは、どうもよくわからない。なぜ事業評価をしないのか、その文書はあるのかという話だが。

目的も変わっていると思う。最初は防災などはなかった。この道路を作る目的が、最初は養浜事業で、その後で、防災道路というのに事業のイメージが変わったのだと思う。にもかかわらず、事業評価は不要と言う。どうも、イメージが合わない。

本当にこの道路が必要なのかどうか。昔はよく必要のない道路を作ったりしたので、事業評価などができたのだらうと思う。これはその前の事業なので、当然事業評価しておらず、今、事業評価をするとアウトになるのかもしれないが、それはそれで考え直しをすればいいのではないかと思う。

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第2の2の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) について

請求のあった公文書は、事業当初時（平成初期）の計画交通量と判断したが、保有しておらず非開示決定を行った。

なお、請求のあった公文書が確認できないため、事業当初時に請求のあった公文書が作成されていたかは不明である。

(2) のア及びイについて

請求のあった公文書は、計画交通量1,700台の算定を行ったコンサルタント及び事業年度を特定できる文書と判断して、平成○年度○ー○単県道路工事（道路設計）報告書を開示した。

なお、開示した公文書に記録されている担当者名、資格、所属及びEメールアドレスは、個人に関する情報であって特定の個人を識別できると認められるため、条例第7条第2号に該当する情報として非開示決定を行った。

(2) のウ及びエについて

請求のあった公文書は、計画交通量1,700台の根拠が判る文書として、計画交通量の算定を行った平成○年度の委託業務成果報告書が該当すると判断したが、本業務の成果は平成○年度までの詳細設計業務に活用済みのため不要になった文書であり、かつ、岡山県○○県民局事務処理細則（平成○年4月）第32条の規定により、平成○年度から保存年限の5年経過していることから、廃棄処分を行い、保有していないため非開示決定を行った。

なお、年度当初に完結文書を編冊した文書目録を作成しており、記載のない文書は保存年限の経過により廃棄していることが確認できる。

また、審査請求書において「○○局の文書規定において継続事業文書が廃棄できる規定があれば文書開示願いたい。」と、今回開示を求めることは失当と考える。

審査請求人が審査請求書において、委託事業者に納品された電子媒体を確認して開示することを求めている点については、現に保有している公文書ではないため、開示請求の対象にならないと考える。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、県道○○○○線の交通量についての上記第2の1（1）及び（2）の公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

(1) 条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

三～七 略

（2）条例第8条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

（公文書の一部開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

（3）条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

（開示請求に対する決定等）

第11条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 略

3 「不存在」との説明の妥当性について

（1）当初計画交通量に関する文書

審査請求人は、バイパス事業を進める上で交通量を推計しないことはあり得ず、平成〇年〇月〇日の協議報告書Q1A1において、「人口減少や交通量の減少等の背景があり、改めて全線供用したときの将来交通量を推定した結果、概ね1日あたり1,700台と見込んだ」とあることから、当然、当初計画の交通予測はあったものであって、開示決定通知書の「過去に文書が作成されていたかは不明」は、公務員が行う行政行為としてはあり得ない回答であり、また、この事業は、平成初めから令和の現在まで進行中の継続事業であることから、「廃棄」及び「公文書は存在しない」は許されず、審査請求人には、当然開示されるべき行政情報であると主張している。

これに対し、実施機関は、請求のあった公文書は、事業当初時（平成初期）の計

画交通量と判断したが、保有しておらず非開示決定を行ったものであり、請求のあった公文書が確認できないため、事業当初時に請求のあった公文書が作成されていたかは不明であると説明している。

これらの主張を踏まえて審査したところ、実施機関が県道〇〇〇〇線の道路事業の当初計画交通量に関する文書を保有していないことについては、同一の審査請求人に係る答申行政第96号の事案において、審査会が既に審査したところであり、また当該案件の審査後において、この判断を変更すべき事情が生じたことをうかがわせるものは認められなかった。よって、当該文書は保有していないとの実施機関の説明については、不自然な点は認められない。

なお、当該文書のように、継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されておらず、作成されていたかも不明であるとの実施機関の説明に関しては、今後の事業を執行する上で、計画の正当性の根拠となる数値の算出過程を検証する必要がある局面があり得ることを前提とすると、実施機関における文書の取扱いの適否について疑念を生じないものではないが、その取扱いの適否の審査に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

(2) 本事業の交通量1, 700台の根拠となる文書

審査請求人は、交通量は、継続中の本バイパス事業を行う根拠の1つであり、廃棄できる文書には当たらず、廃棄されたのなら、開示請求に応じて復元すべきであると主張している。

これに対し、実施機関は、交通量1, 700台の根拠となる文書は、計画交通量の算定を行った平成〇年度の委託業務成果報告書が該当すると判断したが、本業務の成果は平成〇年度までの詳細設計業務に活用済みのため不要となった文書であり、保存年限5年の経過により廃棄しており、また、年度当初に完結文書を編冊した文書目録を作成しており、記載のない文書は保存年限の経過により廃棄していることが確認できると説明している。

これらの主張を踏まえて審査したところ、県道〇〇〇〇線の道路事業の計画交通量1, 700台の根拠が判る文書は、過去に作成されていたことは推認されるものの廃棄済みのため不存在であることについては、同一の審査請求人に係る答申行政第98号及び答申行政第109号の事案において、審査会が既に審査したところであり、また、当該案件の審査後において、この判断を変更すべき事情が生じたことをうかがわせるものは認められなかった。よって、当該文書は不存在であるとの実施機関の説明が妥当性を欠いているとは認められない。

また、審査請求人が文書の復元等を求めている点については、同一の審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号、答申行政第92号、答申行政第98号及び答申行政第109号の中で述べたとおり、公文書開示の手続においては、実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合に、条例がこれを復元等の方法により取得してまで開示する義務を実施機関に課しているとは認められない。

なお、当該文書のように、継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されていないとの実施機関の説明に関しては、今後の事業を執行する上で、計画の正当性の根拠となる数値の算出過程を検証する必要がある局面があり得ることを

前提とすると、廃棄という判断の是非について疑念を生じないものではないが、その判断の是非の審査に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

4 条例第7条第2号該当性について

第2の2（2）ア及びイの文書のうち、実施機関が条例第7条第2号に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、条例第7条第2号に該当する非開示情報が記録されていると認められ、また、非開示情報の例外と判断される特段の事情も認められなかった。

したがって、実施機関の判断は妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、県道〇〇〇〇線の道路事業の継続性に関する実施機関の判断について、事業評価は不要とする一方で、交通量推計関係文書は廃棄できるとしていることには、整合性がないと主張している。

この点につき、交通量推計関係文書を廃棄した実施機関の判断は、当該道路事業に関する文書の保存及び廃棄に関するものであることから、当該道路事業の継続性について、事業評価を不要とする判断との間で整合性を欠いているとは認められないが、そもそも、審査会の審査事項は、審査請求の対象となった公文書の特定及び非開示部分に関する実施機関の判断の違法性又は不当性並びに不存在に関する実施機関の説明の合理性に関する判断に限られることから、審査請求人の主張は、審査会の判断を左右するものではない。

また、審査請求人のその他の主張に関しても、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 7月 6日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年12月18日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和6年 1月29日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和6年 3月19日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和6年 4月17日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和6年 5月20日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和6年 7月 3日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。